

岩手県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準

平成 22 年 12 月 10 日制定

平成 30 年 9 月 19 日改定

令和 2 年 2 月 17 日改定

1 趣旨

本基準は、岩手県知事（以下「知事」という。）が建築基準法（昭和 25 年法律 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 35 の 16 又は第 77 条の 35 の 19 第 2 項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の行う構造計算適合性判定（法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下「判定」という。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって判定の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用語

本基準において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第 77 条の 35 の 19 第 2 項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第 77 条の 35 の 19 第 2 項の規定に基づき行う機関に対する判定の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第 77 条の 35 の 16 の規定に基づき行う機関に対する判定の業務に関する監督上必要な命令をいう。
- (4) 「文書注意」とは、処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

機関に対する処分又は文書注意（以下「処分等」という。）は、県民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこと。

4 処分等手続

機関の処分等の事務は、岩手県県土整備部建築住宅課において行う。

5 機関の処分等の基準

(1) 一般的基準

- イ 機関に対する処分等の内容の決定は、(2) から (5) に定めるほか、別表に従い行う。
- ロ 処分等は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り処分等を行うこととする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

- イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分等を行うものとする。
- ロ 二以上の処分事由に該当する行為について併せて処分等を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。
 - ① 処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）の A に該当する場合においては、取消しを行う。
 - ② 処分事由に該当する行為のいずれもが処分ランクの A に該当しない場合においては、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行う。ただし、当該合算した期間が 1 年を超える場合には、取消しを行う。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日から直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けている機関が、当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

また、処分の日から直近3年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に、処分の日から直近3年間に業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為が次に定める場合(判定の業務に係るものに限る。)に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。なお、加重後の業務停止の期間が1年を超えるときは、取消しを行うことを基本とし、取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

イ 処分を加重すべき場合

- ① 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合
- ② 暴力的行為又は詐欺的行為である場合
- ③ 法令違反の状態が長期にわたる場合
- ④ 常習的に行っている場合
- ⑤ 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合
- ⑥ その他特に考慮すべき事情がある場合

※処分事由に該当する行為が、「①及び②に該当する場合」、「③から⑥までの2以上に該当する場合」又は「③から⑥までに該当し、かつ、その程度が重大である場合」には、処分の内容を3倍に加重することを基本とする。

※処分事由に該当する行為が「③から⑥までのいずれかに該当する場合」又は「故意によるものである場合」(①に該当する場合を除く)には、処分の内容を2倍に加重することを基本とする。当該行為が「故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合」には、取消しを行うことを基本とする。

ロ 処分を軽減できる場合

- ① 処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合
- ② 災害や機関の責めに帰すことのできない事故の発生等、行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合
- ③ 処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合
- ④ 速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合
- ⑤ その他特に考慮すべき事情がある場合

※ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応

が、①から⑤までのいずれかに該当する場合には、業務停止命令の期間を3分の2に、①、②及び⑤のいずれかに該当し特段の事情がみとめられる場合には、業務停止の期間を3分の1に、①から⑤までの2以上に該当する場合には、業務停止命令期間を3分の1に、それぞれ軽減することを基本とする。

(5) 別表「関係条例」欄の「その他」の項の①に該当する場合における処分内容の決定機関又はその役員が判定において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し業務停止命令若しくは取消し又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。

6 処分に伴う措置

(1) 指定書の返納等

取消し又は業務停止命令を行った場合には、機関に対して速やかに指定書(機関の指定の

際に交付される書類をいう。)を返納させる又は処分機関の満了まで領置することとする。

(2) 判定の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎ

取消し処分となった機関は、建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第31条の14第1号の規定に基づき、知事に対して建築基準法第77条の35の14に規定された構造計算適合性判定業務に関する帳簿及び書類の引継ぎを行うものとする。

(3) 処分等の報告

知事が処分等を行った場合には、処分等を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分等を行った者、処分等の日、処分等の内容及び処分事由等を、国土交通省東北地方整備局及び県内の特定行政庁、県内を業務区域としている指定確認検査機関に報告するものとする。

(4) 業務停止命令期間中に行えない行為

業務停止命令を受けた機関は、次に掲げる業務を行ってはならない。

- ① 新たな構造計算適合性判定及びそれに係る契約並びにそれらに付随する行為
- ② 業務停止命令を受ける前に締結された構造計算適合性判定に係る契約の変更であって、構造計算適合性判定業務の追加に係るもの(構造計算適合性判定の業務上特に必要があると認められるものを除く。)
- ③ ①、②及び業務停止期間満了後における新たな構造計算適合性判定に係る契約の締結に関連する交渉等

(5) 処分等後の指導監督

機関に対して処分等を行った場合は、当該処分等に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、更に処分等・告発を行う。

7 処分等の保留

次に定める場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- (1) 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- (2) 判定を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合
- (3) 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たっては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

8 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に判定の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分等を行わないことができる。

ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りではない。

また、7により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については、考慮しないものとする。